

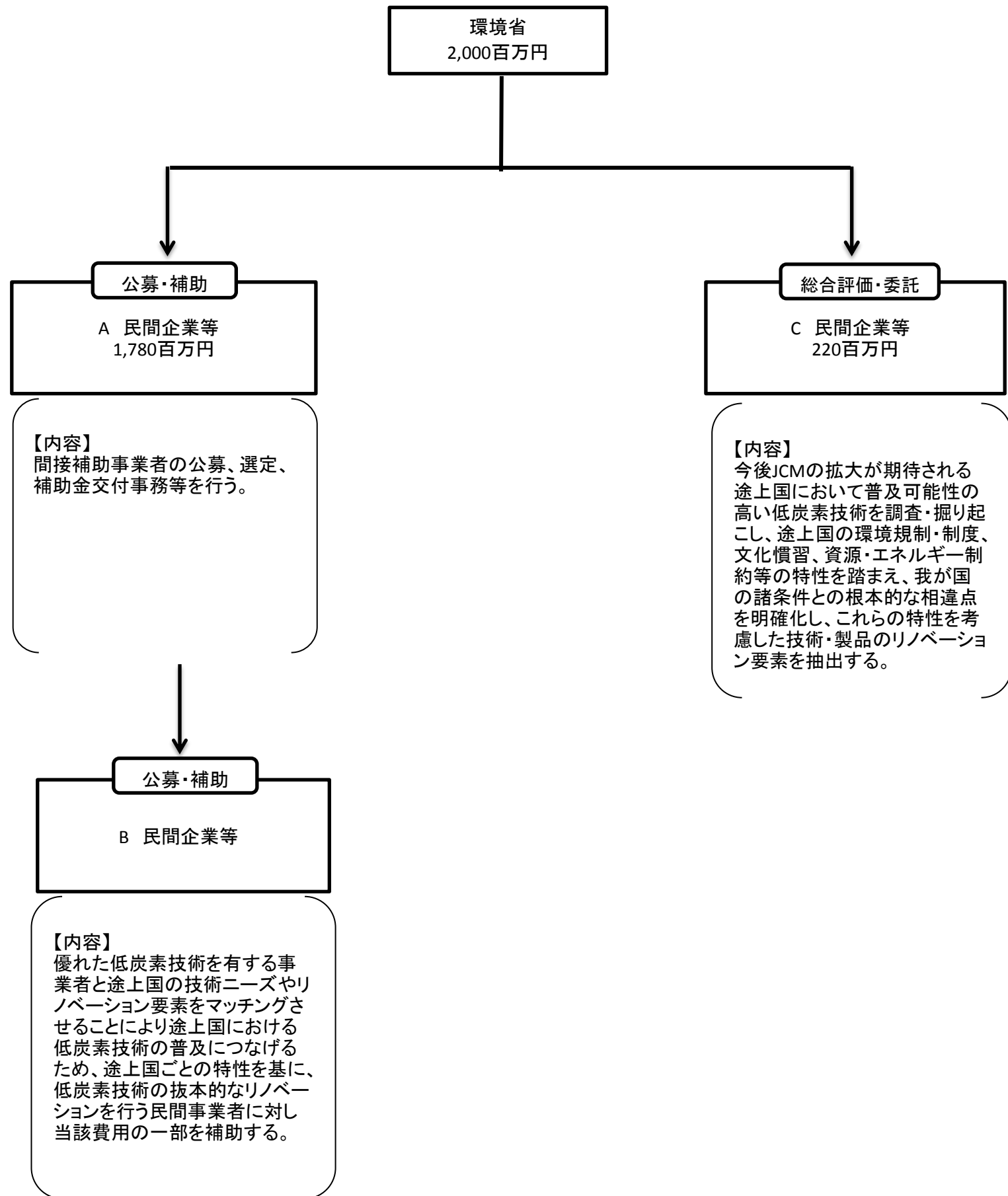
平成25年行政事業レビューシート

(環境省)

事業名	途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業		担当部局	地球環境局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度～平成30年度		担当課室	地球温暖化対策課 国際連携課国際地球温暖化対策室		調整官 神谷 洋一 室長 新田 晃	
会計区分	エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定)		政策・施策名	1. 地球温暖化対策の推進 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ及びヘ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第9号並びに第8項第7号及び8号 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	今後二国間クレジット制度(JCM)の展開が期待される途上国において普及可能性の高い低炭素技術を発掘し、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえ、抜本的なリノベーション(用途・機能を変更して、性能・価値を向上させること)を行い、JCMの更なる拡大、途上国の低炭素社会創出及び我が国の低炭素技術の国際展開・競争力強化を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	今後JCMの拡大が期待される途上国において普及可能性の高い低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を踏まえ、我が国の諸条件との根本的な相違点を明確化し、これらの特性を考慮した技術・製品のリノベーション要素を抽出する。さらに、優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせることにより途上国における低炭素技術の普及につなげるため、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。(補助率:1/2、2/3)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算				2,000	
		補正予算					
		繰越し等					
	計					2,000	
	執行額						
執行率(%)							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(30年度)
	途上国向け低炭素技術の発掘・リノベーションを通じたCO2排出削減・JCMの活用拡大(本事業では技術の発掘・リノベーションを行うため、事業実施期間におけるCO2削減量を定量的に示すことは困難)		成果実績				-
			達成度	%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	公募により採択課題が決まるため前もって定量化することは困難		活動実績(当初見込み)	件	-	-	-
単位当たりコスト	-		算出根拠	事業実施前のため算出困難			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		1,780				
	二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費		220				
	計		2,000				

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・全世界的な地球温暖化対策は喫緊の課題。 ・途上国において我が国の優れた低炭素技術を展開するためには、途上国の規制・制度等に基づき抜本的な技術のリノベーションを行う必要があるが、市場の特殊性等からリスクが高く、国の関与が必要。 		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の流れの中間段階での支出は、間接補助事業者に対する補助金の交付に必要な経費に限定しており、合理的である。なお、間接補助事業者に交付される経費についても、事業を行うために真に必要なものに限定している。 		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	/			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	/			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	/			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	/			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-		
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
点検結果	予算の範囲内で効率的・効果的に効果が得られるよう事業の実施に努める。				
外部有識者の所見					
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	平成23年	平成24年		

※新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)